

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動推進の意義

子どもの読書活動は、知識や情報を得られるとともに、自ら考える力を養い、感性や想像力を豊かなものにし、豊富な自己表現を育みます。特に子どもの時代は、生涯にわたる読書の習慣と楽しみを体得することのできる重要な時期です。読書によって多様な物語に親しみ、多くの知識を習得し、様々な情報に触れることは、子どもの可能性を無限に広げ、将来への夢や希望を持つことにつながり、人生をより深く生きる上で大きな力となります。

また、子どもが本を読むということは、子ども一人ひとりにとって魅力的な体験になるとともに、一緒に読書をしたり読み聞かせなどを経験したりすることを通して、子ども同士や大人とのより深いコミュニケーションを生み、人間関係の基礎を作ることができます。

しかし、今日、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。テレビ、ゲーム機、携帯電話、インターネットなどの様々な情報メディアの急速な普及により読書環境が大きく変化し、子どもの興味や関心が多様化して、読書離れや国語力の低下が指摘されるようになってきました。

全国学校図書館協議会と毎日新聞社が実施した「第62回学校読書調査」によると、平成28年5月の1ヶ月間に読んだ本（教科書、参考書、マンガ、雑誌等を除く）の平均冊数は、小学生が11.4冊（前年比+0.2冊）、中学生が4.2冊（同+0.2冊）、高校生が1.4冊（同-0.1冊）となっています。小学生以降、年齢が高くなるほど読んだ冊数が減少する傾向にあります。

このことを踏まえ、子どもの読書活動を推進することは、次世代を担う子どもたちの健全育成を図る上で重要なことであるとの認識に立ち、家庭や地域、学校や図書館、読書活動を行う団体などが、相互に連携を図りながら、子どもたちの読書意欲を喚起し、すべての子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を進める必要があります。

2 国、県の動向

国においては、子どもの読書活動の推進のための取り組みを進めるため、平成13年12月に、議員立法により「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。この法律は子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、国に対しては子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の策定を義務付け、都道府県及び市町村に対しては、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画の策定を努力規定として定めています。

平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第1次

基本計画)を策定し、施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしました。平成20年3月に第2次基本計画、平成25年5月に第3次基本計画を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の一層の充実を図っていくこととしています。

これらを受けて、茨城県では「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づき「いばらき子ども読書活動推進計画」(第1次推進計画)を平成16年3月に策定しました。この計画は国の基本的な計画に基づいた実施計画(アクションプラン)として、家庭、地域、学校などが一体となって取り組むための施策の基本的な方向性と具体的な取り組みを示しています。

その後は、それまでの計画の成果や課題、子どもたちを取り巻く社会環境の変化等を踏まえたうえで、平成22年1月に第2次推進計画を、平成27年3月に第3次推進計画を策定し、社会全体で子どもの読書活動を推進しています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の性格

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定による計画であり、茨城県の「いばらき子ども読書活動推進計画」（第3次推進計画）を基本としながら、常陸太田市総合計画（第6次総合計画）及び常陸太田市教育大綱との整合を図り、本市における子どもの読書活動推進に関する施策の方向性や取り組みを示したものです。

2 計画の対象

おおむね18歳以下の市民を対象とします。

3 計画の期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

4 計画の基本的方針

本計画の基本的な方針は次のとおりとし、子どもの読書活動を総合的に推進します。

基本方針1：子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの保護者をはじめ、子育てをする大人や子育てを支援するすべての人々に、読書の必要性について啓発を図ります。

基本方針2：子どもの読書活動を支える環境の充実

家庭、幼稚園・保育所等、学校、図書館などにおいて、子どもが読書に親しむ環境の充実を図ります。

基本方針3：子どもの自発的な読書活動に対する支援

子ども自らが本や読書に興味・関心を持ち、目的や必要に応じた読書活動ができるよう、図書館や学校、地域の関係団体等が連携して支援します。

第3章 子どもの読書活動推進のための施策

【基本方針1】 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

1. ブックスタート事業

絵本をとおして親子のふれあいの時間を持てるよう働きかけるため、保健センターの乳児相談の際に保護者に絵本を贈呈し、ボランティアによる読み聞かせを実施します。また、乳児相談に参加されなかった方には市立図書館で絵本を贈呈します。この事業は、保護者に子どもの読書に対する理解を深めるきっかけづくりに大きな効果があります。

2. あかちゃんタイム

小さなお子様連れの方々にも気兼ねなく図書館を利用していただけるよう、優先時間を設け、一般の利用者にも子どものころからの図書館利用の趣旨を理解いただき、大人が温かく見守る環境をつくります。

・毎月第1・第3木曜日の午前

3. ママ・プレママサロン

小さなお子様連れのお母さんや妊婦の方を対象に、前記の「あかちゃんタイム」に合わせて、ボランティアによる絵本の読み聞かせ・紙芝居・おはなしなどを行うとともに、妊娠・出産・育児等の本や雑誌等の提供とママさん同士の交流の場を提供します。

4. セカンドブックの配本

上記1.ブックスタート事業に続き、小学校新入学児童へ、本市を題材にした絵本「常陸太田クレヨンのたび」をセカンドブックとして贈呈します。

5. 「図書館だより」の作成・配布

広く図書館への理解を深めていただくとともに、子どもたちの読書活動への関心の普及を図るため、年間を通じた図書館の事業や行事の情報を掲載した「図書館だより」を作成し、関係機関・児童生徒へ配布します。(年1回)

6. 出前講座「上手な読み聞かせ手法」

子どもたちが幼いころから読書への関心を持つには、読み聞かせが大切です。地域の団体等を対象に絵本の読み聞かせの方法を説明します。

【基本方針2】 子どもの読書活動を支える環境の充実

1. 家庭の読書環境の充実

ブックスタート事業(前掲)等により、子どもが幼いころから本への関心を持てるような環境づくりを進めます。

2. 幼稚園・保育所等の読書環境の充実

幼稚園・保育所・認定こども園等における絵本の読み聞かせ等にあたり、図書

館の図書貸し出しや図書館司書の活用、読み聞かせボランティア（サークル）との連携を図ります。

3. 学校の読書環境の充実

小・中学校図書館資料の整備・充実及び学校図書館司書（小学校週 3 日、中学校週 2 日）の配置により、学校図書館運営の充実を図るとともに、図書館司書の活用や読み聞かせボランティア（サークル）との連携を図ります。また、「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」への積極的な取り組みにより、子ども同士による読書活動を進めます。

4. 図書館の読書環境の充実

市立図書館では、児童や中学・高校生世代のニーズに即した図書等の充実を図るとともに、団体貸出用児童図書の充実を図ります。

【基本方針 3】 子どもの自発的な読書活動に対する支援

1. 「図書の宝島」の作成・配布

読書感想文課題図書や図書館の事業・行事等の情報を掲載した「図書の宝島」（幼児・小学生・中学生向けに分けて内容を編集）を作成し、市内各幼稚園、保育所・認定こども園、小学校、中学校の児童生徒全員に配布します。（年 2 回）

2. 子ども向け行事の開催

子どもたちが読書を楽しんだり、図書館への理解を促進することを目的として、小学生以下の子ども向け行事を実施します。

- ・読書感想画展（課題図書の感想画）
- ・ものづくり体験（風鈴坊や・ホタルかご・ハンドツリー等）
- ・子ども一日図書館員

3. 図書館体験による青少年の図書館理解の促進

図書館における中学生の職場体験学習や高校生のインターンシップ学習を積極的に受け入れ、青少年の図書館への理解を深めるとともに、読書活動へのより一層の関心を促進します。

4. ボランティア活動の支援と団体との連携

図書館ボランティアが運営主体となる「おはなし会」、「図書館まつり」等を、子ども同伴での参加を目的に行います。これらの活動を積極的に支援するとともに、読書活動団体との連携を図ります。

- ・おはなし会 毎月土・日曜日に 5 回程度実施
- ・図書館まつり 8 月上旬の日曜日に実施

第4章 計画推進のために

1 数値目標

- (1) 市立図書館における児童一人あたりの貸出冊数

H28年度：9.4冊

H34年度：10.0冊

- (2) ブックスタート事業の実施数

H28年度：222人

H34年度：300人

- (3) 「みんなにすすめたい1冊の本」推進事業における年間読書冊数

(小学校50冊以上、中学校30冊以上の達成率)

H28年度 小学校 88.9%

中学校 30.2%

H34年度 小学校 100.0%

中学校 50.0%

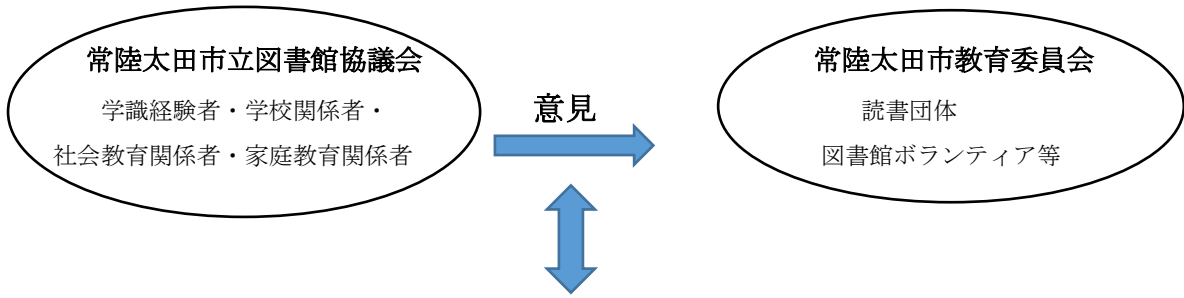
2 推進体制と進行管理

- (1) 推進体制

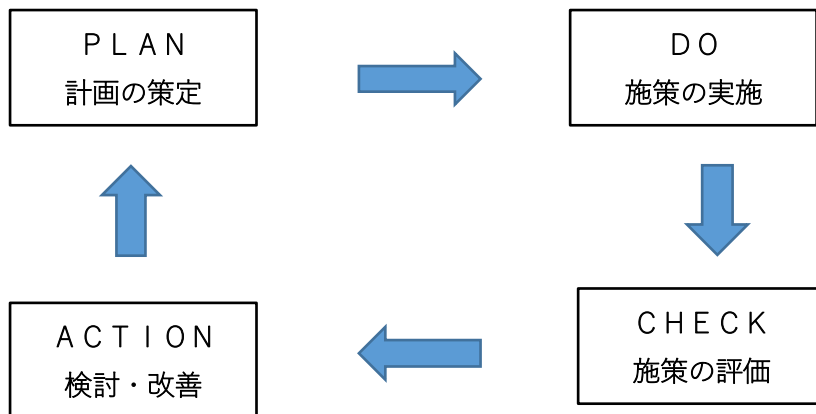
本計画の推進に当たっては、図書館法第14条に規定する図書館の運営に関する図書館長の諮問機関である「常陸太田市立図書館協議会」の意見を聴きながら、常陸太田市教育委員会を中心に関係各課と連携し、読書団体や図書館ボランティア等との協力により各施策に取り組みます。

- (2) 進行管理

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況を把握し、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクル手法により、適切な進行管理を行います。



子ども読書活動推進計画PDCAサイクル



3 財政面の支援

子どもの読書活動を推進するため、引き続き市立図書館におけるブックスタート事業や、子ども向けの図書購入費用を確保し、資料の充実を図ります。